

平成 29 年度山形県所得向上促進事業奨励金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 非正規雇用労働者の所得向上を促進するため、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下、「規則」という。）に規定する処遇改善を講じた事業主に厚生労働省が支給するキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）（以下、「賃金規定等改定コース」という。）、又はキャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）（以下、「賃金規定等共通化コース」という。）を支給した場合に、この要綱に定めるところにより、県が山形県所得向上促進事業奨励金（以下、「奨励金」という。）を予算の範囲内で支給する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「中小企業事業主」及び「大企業事業主」とは、賃金規定等改定コース又は賃金規定等共通化コースで規定する事業主をいう。「小規模事業主」とは、賃金規定等改定コース又は賃金規定等共通化コースで規定する中小企業事業主のうち、業種区分が「製造業その他」においては企業全体の常時雇用する労働者数が 20 人以下、業種区分が「商業・サービス業」においては企業全体の常時雇用する労働者数が 5 人以下である事業主をいう。

(支給対象事業主)

第 3 条 奨励金の支給対象とする事業主は、山形労働局管内に雇用保険適用事業所があり、次の各号のいずれかに該当する事業主とする。

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日以降に、全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を 2 % 以上増額改定又は正規雇用労働者との共通の賃金規定等共通化を導入・適用し、賃金規定等改定コースのうち「全ての有期契約労働者等の賃金規定等を 2 % 以上増額改定した場合」又は賃金規定等共通化コースについて、山形労働局長より支給決定を受けていること。
- (2) 平成 29 年 8 月 1 日以降に、一部（雇用形態別又は職種別その他合理的な理由に基づく区分に限る）の非正規雇用労働者の賃金規定等を 2 % 以上増額改定し、賃金規定等改定コースのうち「一部の有期契約労働者等の賃金規定等を 2 % 以上増額改定した場合」について、山形労働局長より支給決定を受けていること。

(支給対象労働者)

第 4 条 奨励金の支給対象とする労働者は、次の各号を全て満たす者であること。

- (1) 非正規雇用労働者の賃金規定等を 2 % 以上増額改定又は正規雇用労働者との共通の賃金規定等共通化を導入し、適用した労働者であること。
- (2) 前号の労働者のうち、山形県内の事業所に勤務し、山形県内に住所がある者。

(支給金額)

第 5 条 奨励金の支給額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を支給する。

1 賃金規定等改定を行った場合		支給金額	
		全ての非正規雇用労働者を対象	一部の非正規雇用労働者を対象
(1) 支給対象労働者数 1 人～ 3 人	小規模事業主	65,000 円	32,500 円
	中小企業事業主	50,000 円	25,000 円
	大企業事業主	15,000 円	7,500 円

(2) 支給対象労働者数 4人～6人	小規模事業主	135,000円	67,500円
	中小企業事業主	100,000円	50,000円
	大企業事業主	35,000円	17,500円
(3) 支給対象労働者数 7人～10人	小規模事業主	200,000円	100,000円
	中小企業事業主	150,000円	75,000円
	大企業事業主	50,000円	25,000円
(4) 支給対象労働者数 11人～100人 (1人当たり)	小規模事業主	20,000円	10,000円
	中小企業事業主	15,000円	7,500円
	大企業事業主	5,000円	2,500円

2 賃金規定等共通化を行った場合	小規模事業主	400,000円
	中小企業事業主	300,000円
	大企業事業主	100,000円

(所得向上等実施報告)

第6条 奨励金の支給を受けようとする事業主は、賃金規定改定等を実施した日から起算して概ね1か月後までに、所得向上等実施報告書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(全部増額改定事業主及び共有化適用事業主における支給の申請)

第7条 奨励金の支給を受けようとする事業主は、山形労働局長に賃金規定等改定コース又は賃金規定等共通化コース支給申請書を提出し、山形労働局長が支給決定した日から1か月以内に、山形県所得向上促進事業奨励金支給申請書(様式第2号)(以下、「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 賃金規定等改定コース又は賃金規定等共通化コース支給決定通知書の写し
- (2) 賃金規定等改定コース又は賃金規定等共通化コース支給申請書の写し
(山形労働局管内の公共職業安定所の受付印があるもの)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) その他知事が必要とする書類

(支給の決定等)

第8条 知事は、申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、支給決定又は不支給決定を行う。

2 知事は、奨励金の支給を決定した日から30日以内に奨励金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等に係る報告)

第9条 奨励金の支給を受けた事業主は、賃金規定等共通化コース又は賃金規定等共通化コースの支給決定取消しや返還命令があった場合は、速やかに知事に報告するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金支給決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 賃金規定等共通化コース又は賃金規定等共通化コースの支給決定取消しや返還命令があったとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
- (3) 第2条から第4条までの要件を満たさないことが判明したとき。

(奨励金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により奨励金の支給決定を取消した場合において、既に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(奨励金の経理)

第12条 奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(調査)

第13条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主に対して、支給対象労働者の雇用状況等の内容を確認するために、調査を実施することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。